

第3次相模原市耐震改修促進計画の概要

1. 計画策定の背景と目的等

(1) 背景

国では、平成7(1995)年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」(以下「耐震改修促進法」という。)が施行され、既存建築物の防災対策を進めてきました。また、南海トラフの海溝型巨大地震の被害想定等を踏まえ、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25(2013)年11月に耐震改修促進法の改正法が施行され、地震に対する安全性が明らかでない多数の者が利用する大規模建築物や都道府県及び市町村が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物に対する耐震診断の義務付け等が示されました。

本市では、平成20(2008)年4月に「相模原市耐震改修促進計画」を策定し、その後平成28(2016)年3月に「新・相模原市耐震改修促進計画(以下「前計画」という。)」を令和2(2020)年度までの計画期間として策定しましたが、上位計画である神奈川県耐震改修促進計画が計画期間を1年延長することを踏まえ、令和3(2021)年3月に一部改定を行い、計画期間を令和3(2021)年度までとしていました。

本計画は、前計画の達成状況を踏まえるとともに、国や県の方針等に基づき、計画的かつ重点的に耐震化を推進するために策定するものです。

(2) 位置付けと目的

耐震改修促進法の規定により、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針及び上位計画である神奈川県耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を推進し、地震災害から市民の生命と財産を守り、災害に強い安全なまちづくりを行うことを目的とします。

【SDGsの目標】

(3) 計画期間

令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間とし、必要に応じて見直しを行います。

(4) 対象建築物

昭和56(1981)年5月31日以前(旧耐震基準)に着工したもののうち、耐震性が不十分な住宅及び特定建築物とします。

分類	対象建築物	
住宅	戸建住宅、共同住宅等すべての住宅	
特定建築物		
多数利用建築物	学校、病院、百貨店、事務所等の多数の者が利用する建築物	
危険物貯蔵建築物	危険物を一定数量以上貯蔵・処理する建築物	
通行障害建築物	市が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、一定の高さ要件を満たすもの	
県指定防災拠点建築物	県が指定する公益上必要な防災拠点である建築物*	
耐震義務付け対象建築物		
要緊急安全確認大規模建築物	多数利用建築物及び危険物貯蔵建築物のうち、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある一定規模以上の大規模な建築物	
要安全確認計画記載建築物	通行障害建築物のうち、市が指定する緊急輸送道路(特に重要な路線)沿いの建築物、及び県指定防災拠点建築物	

*令和3年度末現在、市内において県指定防災拠点建築物はありません。

2. 想定される地震の規模・被害の状況

相模原市防災アセスメント調査報告書に基づき、相模原市東部直下地震、相模原市西部直下地震及び大正関東タイプ地震の3つの地震を想定しています。

3. 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 建築物の耐震化の現状

分類	耐震化率(※)			評価
	平成26年度 前計画策定期	令和3年度 現況値	令和2年度 前計画目標値	
住宅	89.4%	94.3%	95%	おおむね目標達成
特定建築物	93.8%	94.6%	95%	おおむね目標達成

*耐震化率とは、昭和56年6月1日以降(新耐震基準)に着工した建築物と昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工した建築物の内新耐震基準に適合する建築物の合計が、建築物全体に占める割合をいいます。

(2) 建築物の耐震化の課題

分類	課題
住宅	・東日本大震災等から月日が経ったことによる意識の低下とともに、自己負担額の問題が大きな障害となり、耐震助成制度の利用件数が減少傾向にあります。そのため、情報提供や意識啓発に加えて、より実効性のある助成制度による支援が重要となります。 ・全住宅戸数の約4割を占めている木造戸建住宅の耐震化率(89%)が低い傾向にあるため、耐震化を重点的に推進する必要があります。
耐震診断義務付け対象建築物	・アンケート調査*より耐震改修や建替え等の実施予定なしとの回答が約半数を占めており、その理由の多くは耐震化の費用負担に関する内容です。

*耐震診断義務付け対象建築物の所有者に毎年行う耐震化の意向等に関する調査(要安全確認計画記載建築物)

(3) 建築物の耐震化の目標

分類	耐震化の目標		
	現況	令和7年度	令和12年度
住宅	耐震化率 94.3%	住宅全体の耐震化率 97% 木造戸建住宅の耐震化率 95%	耐震性が不十分なものを おおむね解消
特定建築物	耐震化率 94.6%		
耐震診断義務付け対象建築物	耐震化率 48%		おおむね解消

4. 耐震化の促進を図るための施策

(1) 建築物の耐震化に係る普及・啓発

- ① 啓発資料の配布による普及・啓発
- ② 広報さがみはらやホームページの活用及び官民協働による普及・啓発
- ③ 講演会・シンポジウム等の開催
- ④ 出前講習の開催
- ⑤ 特定建築物の所有者等への啓発
- ⑥ 地震揺れやすさマップの公開

(2) 安心して耐震化を促進できる環境整備

- ① 相談窓口の充実
- ② 官民協働による耐震診断技術者等の養成

(3) 耐震診断及び耐震改修を促進するための支援策

- ① 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の促進
- ② 耐震シェルター及び防災ベッドの設置の促進
- ③ 分譲マンションの耐震診断及び耐震改修の促進
- ④ 民間特定建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進
- ⑤ 国や県の財政支援策の活用による耐震診断及び耐震改修等の促進
- ⑥ 各種認定制度による耐震改修の促進
- ⑦ 民間建築物の耐震改修に対する税の特別措置

(4) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム【新規】

- ・相模原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定、実施
- ・耐震化支援目標の設定と実施・達成状況の把握、検証と公表(毎年度実施)

(5) その他の地震時における建築物等の安全対策

- ① 建築物からの落下物対策
- ② 天井の脱落対策
- ③ ブロック塀等の安全対策
- ④ エレベーター及びエスカレーターの安全対策
- ⑤ 家具の転倒防止及び通電火災防止対策

5. 耐震改修等を促進するための指導等

建築物の耐震診断や改修工事の必要性が認められる場合は、耐震改修促進法に基づく指導・助言・指示等を行います。

6. 計画の達成に向けて

計画の実施状況について適切に対応するため、年度ごとの耐震化の進捗状況の確認、目標数値の比較検証を行い、必要に応じて施策等の見直しを実施します。